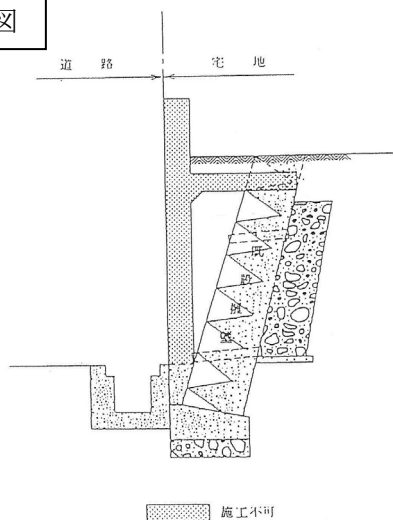


協定区域	北区唐櫃台4丁目の一部 (裏面 区域図参照)		認可・更新 年月日	認可 2020年2月21日
	面積	58,043.82 m ²		
用途地域	第一種低層住居専用地域 第一種住居地域		有効期間	2020年2月21日～2030年2月20日(10年)

協定内容の概要

1. 建築物は、1区画につき1戸建ての個人専用住宅とする。ただし、2番3及び2番4の土地は建築物の用途に関し、第一種低層住居専用地域に認められる店舗兼用住宅の建築を認め、31番1、31番2及び31番4の土地は、建築物の用途に関し、第一種住居地域に認められる建築物の建築を認める。
2. 前号の適用にあたっては、同一の権利者に属する連続した2区画以上の区画は、1区画とみなすことができる。
3. この協定締結後の敷地の再分割は認めない。
4. 建築物の敷地の地盤面の高さは、当該敷地の造成工事竣工時における現況地盤面の高さを超えないこと。ただし、建築物の基礎工事のための整地又は協定第7条に定める協定運営委員会の承認を受けた必要最小限の変更は、この限りではない。
5. 地盤面から建築物の最高部（突出部を含む）までの高さは9メートル以下、軒の高さは7メートル以下とする。ただし、屋根の形状が陸屋根の場合は、軒の高さは8メートル以下とする。
6. 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、1メートル以上とする。ただし、次のア又はイに該当する場合は、この限りでない。
(ア) 独立した物置、その他これに類するもので、軒の高さが2.3メートル以下であり、かつ床面積の合計が5平方メートル以内であるもの。
(イ) 地下車庫、機械室その他これらに類するもの及び簡易なカーポート。
7. 敷地境界内といえども既設の擁壁からはね出して工作物を設けてはならない。(詳細図参照)
8. 塀については、地盤面からの高さが1.8メートル以下であり、かつ金網フェンス、生垣その他これらに類するもので通風を十分考慮したものとする。ただし、植生の生育によって1.8メートルを超えるものはこの限りでない。

詳細図



(注) 左図のような構造物及びこれに類するものは施工不可とする。

※この地域の全区画が建築協定に参加しているとは限りません。

* 建築協定地区内で、新築、増築、改修などの計画がある場合は、運営委員会との事前協議が必要です。

* 建築協定の「事前協議」や「内容の確認」のお問い合わせ先は、各地区の運営委員会です。

* 運営委員会の連絡先を閲覧されたい場合は、下記フォームから申込みください。

<https://kobecity.form.kintoneapp.com/public/kenchikukyotei-uneiinkairenrakusakietsuranmoushikomi>

六甲からと台

※この地域の全区画が建築協定に参加しているとは限りません

